

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第32号	
事故等名	作業船第7松栄丸転覆	
発生年月日時刻	平成21年3月9日10時05分ごろ	
発生場所	新潟県新潟港(阿賀野川河口付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月17日仙台・地方事故調査官が船舶所有者等から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 作業船 第7松栄丸 1.1トン 船舶番号 220-14168 船舶所有者 有限会社木村海事	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	濡れ損	
事故等の経過	本船は、新潟県阿賀野川の左岸河口において、台船をえい航して新潟港東区に向け、阿賀野川を下航中の引船を先導中、台船が阿賀野川左岸河口の浅所に近づいた際、台船を川の中央部に押し戻そうとして接近したところ、台船が浅所への接近を防ぐために自ら投入した錨索に接触し、平成21年3月9日10時05分ごろ、転覆した。 当時の天候は晴れで、風力3の南南東風が吹き、潮候は上げ潮初期であった。 本船の乗組員2人は、台船の作業員に救助され、船体は、転覆により濡れ損を生じたが、復原された。	
分析	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 あり 判明した事項の解析 台船の浅所接近時の措置についての連絡体制が徹底されておらず、同措置として投錨したことを確認せずに接近したため、台船の錨索に接触し、転覆したものと考えられる。	
原因	本事故は、本船が、台船が投錨したことを確認せずに接近したため、台船の錨索に接触して転覆したことによって発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	